

## 第九管区海上保安本部公示第15号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年4月15日

第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所  
名 称 北陸地方整備局高田河川国道事務所  
住 所 新潟県上越市中央区文京町14-13
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
区 域 上越市海域・関川河口部（下図に示すとおり）  
期 間 令和6年5月7日から令和6年9月11日まで
- 3 水路測量の実施方法  
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。
- 4 航行船舶に対する安全措置  
作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

